

ぎだい  
＜議題＞

にゆうきよしや けっこんどう かか い し けつていしえん  
グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援について

はいけい  
＜背景＞

- 交際や結婚、出産や子育てを含め、障がいのある方がどのような暮らしを送るかについて、本人の意思決定を丁寧に支えることが重要。
- 一方、グループホームは、障がいのある方々が共同で居住し、日常生活上の相談、食事や入浴などの援助を行うもので、居室には原則1人ずつ入居することとされている。
- 夫婦が1つの居室に住むことは例外的に可能とされているものの、生まれた子どもが夫婦と共に住むことは想定されていない。

ろんてん  
＜論点＞

(1) グループホームが、知的障がいのある入居者に、交際や結婚、出産や子育てに関する意思決定支援を行うに当たっての課題について

- 職員に相談しやすい環境にするためにはどのような課題があるか。
- 職員が入居者の意思を読み取るためにはどのような課題があるか。
- 性教育(避妊方法を教えることを含め)を行うにはどのような課題があるか。
- 結婚や子育てについて具体的にイメージしてもらうにはどのような課題があるか。
- 子育てをイメージできるよう、子育てを経験した仲間との交流や何らかの体験が必要か。
- その他、入居者の意思決定を支援するに当たり、どのような課題があるか。

(2) 地域の幅広い関係機関と連携して、グループホーム退居後の子育て支援につなげるための課題について

- 結婚して子育てしたいという意思を持つ入居者が、グループホーム退居後に、一般住宅で子育てできるよう、グループホームと相談支援事業所、市町村と円滑に連携し、子育てにつなげるためにはどのような課題があるか。
- その他、入居者の子育ての意思を尊重するに当たり、どのような課題があるか。

グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援の追加照会 結果概要

対象事業所数	422 事業所
回答件数	195 事業所
回答率	46.2%

◆ 交際や結婚、出産や子育てを希望する入居者の意思決定支援を行うに当たっての課題や工夫

1 意思決定支援に取り組むに当たっての課題

<交際や結婚の意思決定支援>

課題がある	79 事業所 (40.5%)
-------	----------------

- 本人の意向や意見が途中で変わることもあり、意向確認や意思決定までに時間を要する。
- 個人によっては、選択できるための経験や体験がなかったり、誤った学習などにより、交際や結婚について理解できていない方への支援が難しい。
- 本人の知識や理解がどこまであるのか、現実との乖離はないか確認する必要があり、正しい情報を持った中で支援を行わなければならない。交際や結婚の正しい知識を伝える工夫や理解には、多くの時間と人力が必要。
- 本人の「付き合いたい」「結婚したい」という希望が、「自分を必要としてくれる特定の相手が好き」「性欲」「大人として”普通”になりたい」など、どの要素からわき上がるものなのかにより、支援の方向性が異なるが、本人がそれをうまく説明できず、支援者も誘導にならないよう聞き取りすることが難しい。
- 職員が、具体的に分かりやすく情報提供することや、本人の意向を聞くスキルの習得が課題。
- 交際希望があった場合に、現実的な支援として、他の入居者がいる中で交際者と居室で過ごすことについて他の入居者に理解を得るのは難しい。
- 地域社会の理解や支援体制が、質・量ともに整っていないことで、積極的な支援が妨げられてしまう恐れがある。

<出産や子育ての意思決定支援>

課題がある	62 事業所 (31.8%)
-------	----------------

- 出産や子育ては、子どもの将来を見据えて判断する必要があるが、どのように説明し理解してもらうか大変難しい。
- 出産や子育てにどこまで知識を持ち、何を希望するのか丁寧に聞く必要がある。分かりやすく具体的に考え、意思決定ができるような情報提供が必要。
- 出産等に伴うリスクや責任、避妊の重要性等を伝えても、交際中であり衝動的・短絡的な欲求に流されていると思われる状況では、なかなか伝わらないことが多い。
- 親としての責任や自覚を促すこと、親として行わなければならないことについて、判断材料を提示したり、イメージできない内容について理解してもらったりすることに苦慮する。
- 社会経験が多いとはいえ、イメージすることも苦手な場合、いかに経験や体験をすることができるかや、本人が周囲の様々な方からたくさんの話を聞く機会も必要なことのひとつ。
- 本人の意思が大切であり、「子どもが欲しい」という気持ちは誰からも否定されるものではないが、「子どもは欲しくない」という気持ちを選択したとしても、それも意思だと考える。
- 利用者の人生に関わる意思決定支援を安易に行うのは無責任とも思われる。支援者として最後まで人生を支え続ける覚悟があるか。そういった意味で、支援に当たっては慎重かつ躊躇する部分もある。

## 2 意思決定支援について特に留意している点や工夫している点

<交際や結婚の意思決定支援>

留意・工夫点がある

79 事業所 (40.5%)

- 常に意思疎通をはかり、話しやすいオープンな環境を作っている。
- 利用者との雑談の中で「〇〇さんと〇〇さん仲が良いね。」などと話すと「休みの日には遊びに行っているんだって。」など自然と話が出てくるため、その中で気持ちを探り、本人達の意思を知ることができる。
- 話し合う内容と日時を事前に伝えることや、本人が緊張せず話せる職員を同席するなどの配慮を行っている。最低限、相談支援事業所や医療機関との情報共有は密に行い、事業所が丸抱えしないよう意識している。
- モニタリングや個別支援計画の担当者会議に使用する様式に意思決定支援を位置づけて、担当者以外の職員が対応できるようにしている。
- 交際や結婚は大きな変化をもたらすため、関係機関の協力が必須となることから、相談支援事業所がモニタリング等で来訪したときに情報共有している。
- その場の気持ちだけでなく、結婚後の生活の在り方などについて冷静に考えることができるよう、経験者から説明してもらうなど、自己決定できる材料を提示する。必要に応じて相互の家族からの意見や協力体制などについても確認する。
- 交際関係にあたり結婚を考えている方がいる場合は、関係機関(相談支援事業所、生活保護であれば保護課、通所事業所等)を参集し、情報と具体的なスケジュールについて共有している。
- 家族と本人を含め面談し意向確認等を行うほか、相談支援事業所にケース連絡し関係者調整会議の開催を依頼したり、市町村にケース報告し相談したりしている。
- 結婚について、相談支援事業所が協力してくれることはないのですが、まずは本人と事業所で調整し、結婚の意思が確認されたら、手続きや転居後のサポートについて相談支援事業所にも伝え引き継ぎをする。結婚後は二人の生活を大事にしたい方が多数なので、結婚した方々は公営住宅制度等を利用して新生活に進んでいる。

<出産や子育ての意思決定支援>

留意・工夫点がある

53 事業所 (27.2%)

- 出産・子育ては、交際・結婚に関する支援の前段階と想定されるため、交際に関する相談の際に、妊娠・出産・子育てについても想定して相談を行い、当事者の意向を確認するように努めている。
- 出産・子育てについて、どのような支援体制があるかを、本人や家族と確認しながら、生まれてくる子どもも含めて本人がどのような生活を望んでいるのかを聞き取りながら意思決定支援を行っている。
- 出産や子育ては自宅で行うことが多く、市や相談員だけでなく、お世話になる訪問介護事業所と頻繁に連携し次の支援につなげたり、今の生活に必要な支援が一目でわかるフローチャートを作成したりしている。
- 利用者同士が結婚して子育てする意思が大変強かったため、法人として「プロジェクトチーム」を立ち上げ、町、病院、保護者や家族を巻き込んで一緒に支援してきた。行政関係も医療関係も一緒に巻き込んで、利用者の支援を実践してきた。

### 3 意思決定支援に必要と考えるもの

< 交際や結婚の意思決定支援 >

制度上の課題がある	25 事業所 (12.8%)
人員の課題がある	64 事業所 (32.8%)
予算上の課題がある	19 事業所 (9.7%)

#### ■ 制度上の課題に関する意見

- グループホームは共同生活という環境であり、住居内での恋愛行為は他の入居者に対し良くないという点で、どうしても「住居の外で会うように。」となってしまうなど、制度が同居や結婚を想定した設計とは考えにくい。
- 保護者の思いも考慮して調整する必要があるので、単にグループホームだけの問題ではなく、調整機能はどこが担うのかが課題である。
- 本人の意思を確認するためには、事前に「選択肢」を用意しておくことが必要。希望を引き出しても、その思いに答えてあげられないのであれば、逆に辛い思いをさせてしまう。可能性のある選択肢を用意するには事業所のみでは不可能であるため、国の制度や自治体の受け皿となる福祉サービス制度の構築が先であると思う。

#### ■ 人員の課題に関する意見

- 意思決定を支援する会議等を行うには支援者に時間的余裕が必要で、そうした時間を生むための人員配置が必要。
- サテライト型グループホームも、生活支援員の人員配置が必須であるが確保が困難であり、地域住民の理解も必要であるため課題が多い。
- 本人の気持ちを聞き取る(読み取る)援助技術が必要になるので、援助技術の向上として、研修や他事業所の取組を学ぶことによる技術の向上が必要。
- 意思決定支援を丁寧に行い、その後の人生にも一定の支援を行える専門的な人員を増員するか、またはグループホーム内部や既存の相談機関ではなく、この部分に特化して対応する専門機関を開設することがあっていいのではないかな。

#### ■ その他

- 地域社会とのつながりや行政・住民の理解も必要などの意見もあり

< 出産や子育ての意思決定支援 >

制度上の課題がある	34 事業所 (17.4%)
人員の課題がある	55 事業所 (28.2%)
予算上の課題がある	22 事業所 (11.3%)

#### ■ 制度上の課題に関する意見

- 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(主に共同生活援助)、行政(福祉所管及び生活保護所管)の日常的な連携が希薄であることが課題であり、相談支援事業所(特に一般相談)の業務のひとつとして明確に掲げるべき。
- 家族で子育てしていくには、生活の場の提供が必要。民間企業では難しいので市町村で用意していただきたい。
- 出産や子育てに関する相談窓口があるとよい。

■ 人員の課題に関する意見

- 意志決定支援のスキル向上のための研修が必要。本人の意思が反映される生活を送る手伝いをするのも大事な業務だということを職員に浸透させることが重要。
- 突発的な相談や支援に対応できるよう、支援者の配置のための人件費等が課題。
- 出産後は訪問介護のヘルパーや保育士、保健師の協力が要。

■ その他

- 子育ては、本人にとって自分のため以外の行動が必要になることから、本人と実際の子育て経験者(ピアサポーター)との相談の機会や、本人向けの勉強会などの機会が必要。
- 実際の結婚、出産、子育てに対する支援体制、責任の所在などが明確にならない状態では、意思決定支援があったとしても、何も進まない。

4 意思決定支援にあたっての性教育

<性教育の実施状況>

おこな 行っている	19 事業所 (9.7%)
おこな 行っていない	176 事業所 (90.3%)

<性教育の実施時期>

※性教育を行っているとお答えした  
19事業所の内訳

こうさい はあく 交際を把握したとき	16 事業所 (84.2%)
ていきてき 定期的	3 事業所 (15.8%)

<性教育の必要性>

ひつよう 必要があるとする記載	81 事業所 (41.5%)
--------------------	----------------

- 望まない妊娠やその後の子育てには大変なことが多いことを、教育していくことが大切。
- 自分の身を守ることや相手の見極めも難しく、ネットが身近にあるため正しい知識を持たせることは大事だと思ふ。
- 学校や家庭でも行うことが望ましい。
- 個々に合わせる必要があり、今の学校教育の中で対応するのは現場の負担が大きい。
- 理解度、興味関心の程度など個人によって差がある。希望される場合にその人に合わせた個別の性教育が必要。

◆ 避妊処置を受けた入居者について

1 避妊処置を受けた入居者の有無

いる	14 事業所 (7.2%)
いない	155 事業所 (79.5%)
はあく 把握していない	26 事業所 (13.3%)

2 避妊処置を受けた入居者がいる場合の人数

人数	25 人
----	------

3 入居者から避妊処置について相談があった際に、本人の意思決定をどのように支援したか

- 事業所としての関わりがないなど、本人の意思決定をどのように支援したか不明 ……9事業所 (12人)
  - ・ 避妊処置を受けた時期が、グループホーム入居前である、数十年前のことである等。
- 事業所として、本人の意思決定を支援したもの ……5事業所 (13人)
  - ・ 本人や保護者を交えて話し合い、避妊処置の意思を確認した。
  - ・ 職員が子育てや避妊等の説明を行い、処置の意思を確認した。
  - ・ 本人から子どもを育てることはできないと話があった。

# 共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る 実態調査結果報告書 (概要版)

令和5年(2023年)6月  
北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課

## 1 調査の概要

### (1) 目的

共同生活援助事業所における入居者等の結婚等について、入居者の思いや考え、事業所側が感じている支援上の課題を把握・分析し、対応策を検討することを目的に実施。

### (2) 調査対象

道が所管する全ての共同生活援助事業所（グループホーム）の利用者ご本人、管理者

### (3) 調査方法

#### ① ご本人

各事業所宛てに、回答に協力いただく利用者数の調査を事前に行い、当該調査に回答があった分のアンケート用紙について、障がい者保健福祉課から発送し、各事業所は当該アンケート用紙を利用者ご本人に配布し、回答後、返送。

#### ② 管理者

各総合振興局（振興局）を経由し、各事業所にアンケート調査の回答依頼を通知。管理者は、パソコンやスマートフォンを用いて北海道電子自治体共同システムへアクセスしてインターネットにより回答。

### (4) 調査期間

- ① ご本人 令和5年2月28日（火）～4月30日（日）  
② 管理者 令和5年1月30日（月）～2月28日（火）

### (5) 対象者及び回答数

たいしょうじぎょうしよすう 対象事業所数	たいしょうしやすう 対象者数 (A)	ゆうこうかいとうすう 有効回答数 (B)	かいしゅうりつ 回収率 (B/A)
399 共同生活援助 事業所	ご本人	8,741人	58.6%
	管理者	399人	68.7%
	計	9,140人	59.0%

## 2 調査結果（ご本人あて調査）

### (1) ご本人の性別・年齢

#### 問1～3 ご本人の性別・年齢

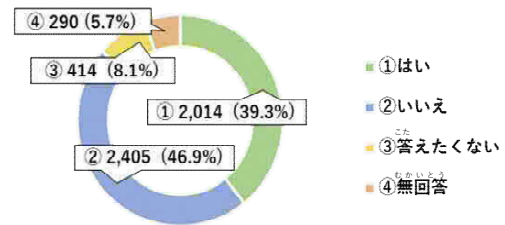
- ご本人の性別は、男性が63%、女性が34%でした。
- ご本人の年齢は、50～69歳が42%、30～49歳が32%、18～29歳が13%でした。  
(5,123人の回答)



### (2) 交際に関する相談状況

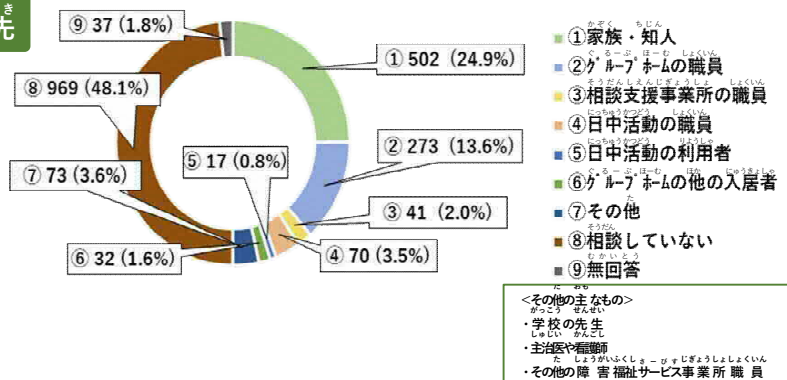
#### 問4-1 これまでに交際したいと思ったことの有無

- 交際したいと思っ  
たことがある方は39%、  
思ったことがない方は47%  
などでした。(5,123人の回答)



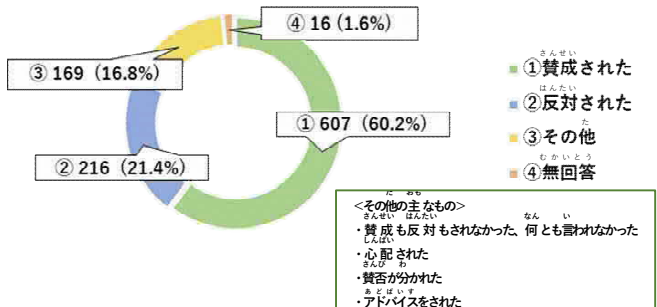
#### 問4-2 交際したいと思ったときの相談先

- 相談している方の相談先は、  
家族・知人が25%、  
グループホーム職員が14%  
などとなっている一方、  
相談していない方も48%  
いました。(2,014人の回答)



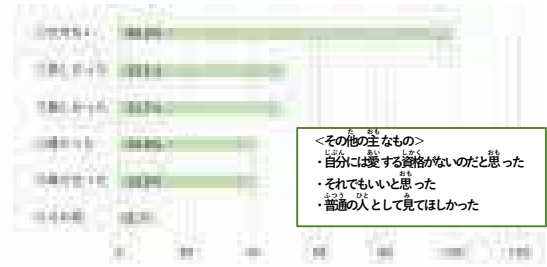
#### 問4-3 交際について相談した相手からの賛否

- 交際について相談した相手から  
賛成された方が60%、  
反対された方が21%  
などでした。(1,008人の回答)



#### 問4-4 交際について反対されたときの気持ち (複数回答あり)

- 相談した相手から反対されたときの気持ちは、  
「仕方ない」が46%、  
「悲しかった」が23%  
などでした。(216人の回答)

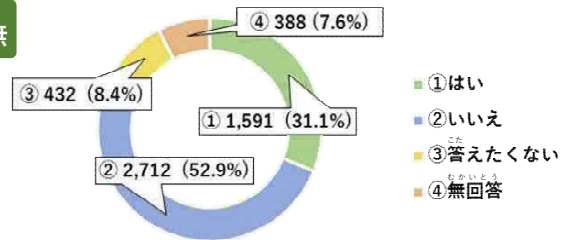


<その他の主なもの>  
・自分には変える資格がないと思った  
・それでもいいと思った  
・普通の人として見てほしかった

### (3) 結婚や同居に関する相談状況

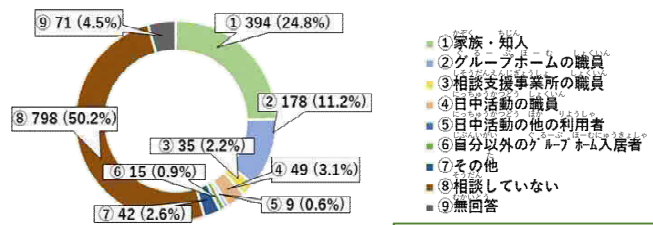
#### 問5-1 これまでに結婚や同居したいと思ったことの有無

- 結婚や同居したいと思っ  
たことがある方は31%、  
思ったことがない方は53%  
などでした。(5,123人の回答)



#### 問5-2 結婚や同居したいと思ったときの相談先

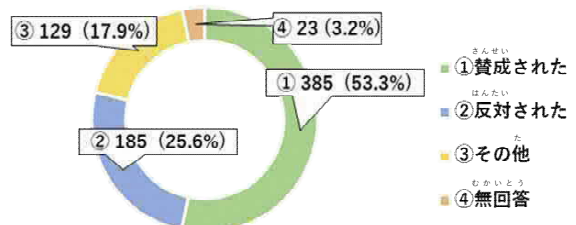
- 相談している方の相談先は、  
家族・知人が25%、  
グループホーム職員が11%  
などとなっている一方、  
相談していない方も50%  
いました。(1,591人の回答)



<その他の主なもの>  
・交際相手  
・主治医や看護師  
・その他の障害福祉サービス事業所職員  
・同様  
・ケースワーカー

#### 問5-3 結婚や同居について相談した相手からの賛否

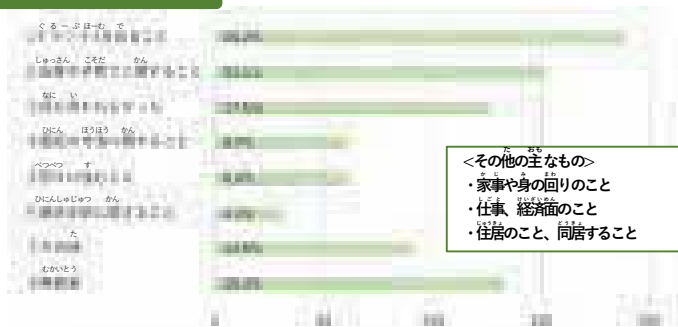
- 相談した相手から  
賛成された方が53%、  
反対された方が26%  
などでした。(722人の回答)



<その他の主なもの>  
・賛成も反対もされなかった、何も言われなかった、曖昧な反応だった  
・将来的には賛成だがまだ早いと言われた(病状面や経済的な理由など)  
・家族内で賛否が分かれた

#### 問5-4 結婚や同居について相談した際にあった話(複数回答あり)

- 相談した相手からされた話は、  
「グループホームを出ること」が26%、  
「出産や子育てに関すること」が21%、  
「何も言われなかった」が18%  
などでした。(722人の回答)

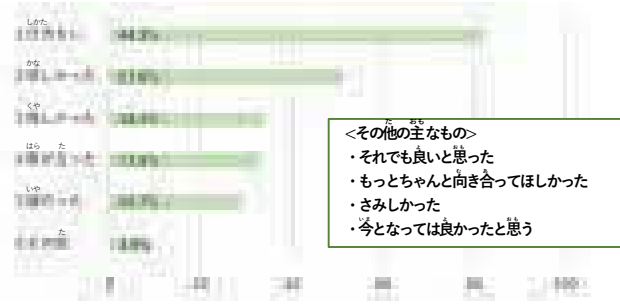


<その他の主なもの>  
・家事や身の回りのこと  
・仕事、経済のこと  
・住居のこと、同居すること



**問5-5** 結婚や同居について反対されたときの気持ち（複数回答あり）

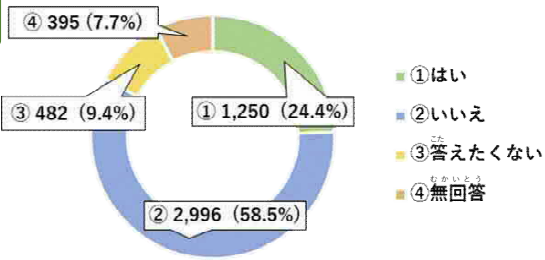
- 相談した相手から反対されたときの気持ちは、「仕方ない」が44%、「悲しかった」が28%などでした。（185人の回答）



**(4) 出産や子育てに関する相談状況**

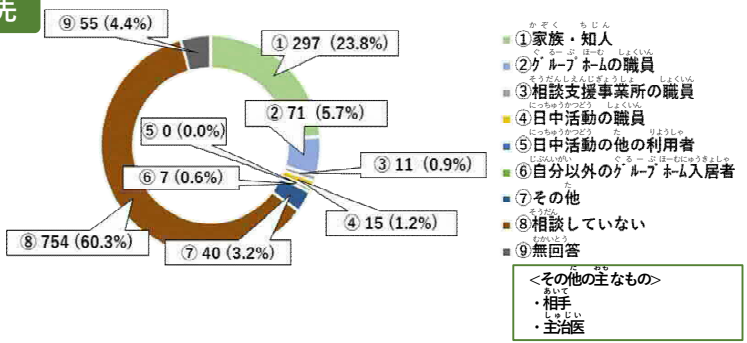
**問6-1** これまでに子どもがほしいと思ったことの有無

- 子どもがほしいと思っただことがある方は24%、思っただがない方は59%などでした。（5,123人の回答）



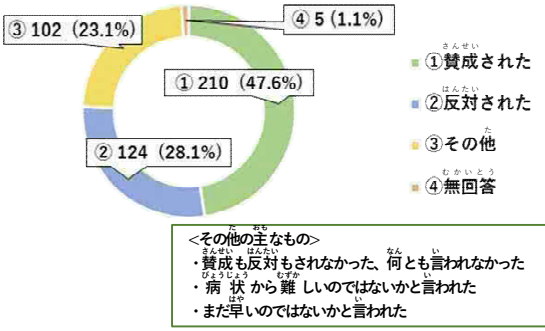
**問6-2** 子どもがほしいと思っただときの相談先

- 相談している方の相談先は、家族・知人が24%、グループホーム職員が6%などとなっている一方、相談していない方も60%いました。（1,250人の回答）



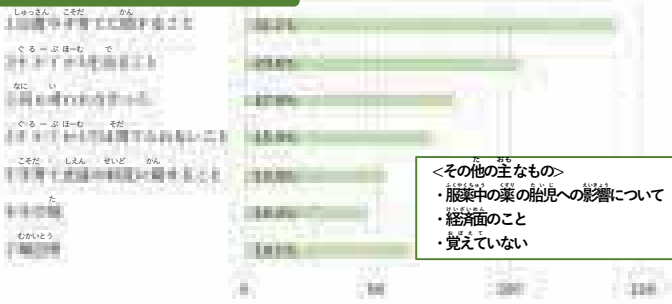
**問6-3** 子どもがほしいことについて相談した相手からの賛否

- 相談した相手から賛成された方が48%、反対された方が28%などでした。（441人の回答）



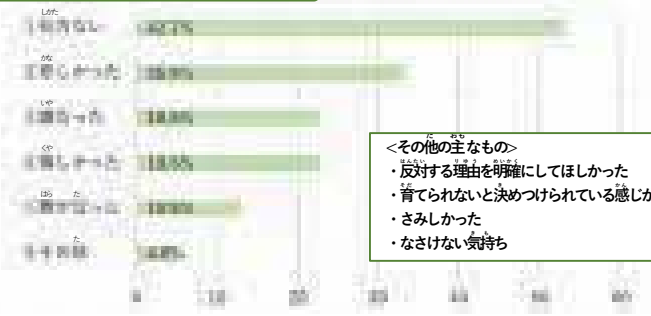
**問6-4** 子どもがほしいことについて相談した際にあった話（複数回答あり）

- 相談した相手からされた話は、「出産や子育てに関すること」が32%、「グループホームを出ること」が24%、「何も言われなかった」が18%などでした。（441人の回答）



問6-5 子どもがほしいことについて反対されたときの気持ち (複数回答あり)

- 相談した相手から  
反対されたときの気持ちは、  
「仕方ない」が43%、  
「悲しかった」が27%  
などでした。(124人の回答)



<その他の主なもの>  
 ・反対する理由を明確にしてほしかった  
 ・育てられないと決めつけられている感じがした  
 ・さみしかった  
 ・なさけない気持ち

(5) その他 (ご本人の想いや考えを自由に記載)

問7 その他(自由記載)

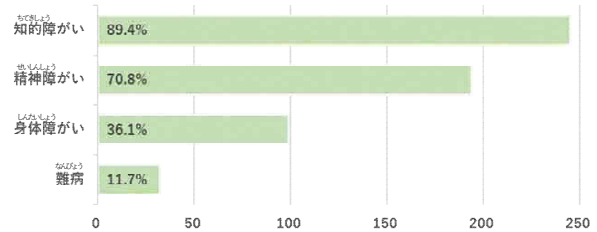
- 自由記載欄には、結婚や子育てについての不安などを中心に、貴重なご意見が寄せられた。  
ここでは、753名の方々のご意見から15件を抜粋して掲載する。

性別	年齢	内容
男性	18～29歳	結婚したとしてその後子供が出来て子育て仕事を両立できるのか?性教育をしっかりしたほうが良いと思った。離婚せずに無事に子育てを終えられて老後までくらせるのかなど不安がある。収入、生活、子育てについて学んだり、経験者の話を聞ける機会があれば良いと思う。
男性	18～29歳	子どもが欲しいと思ったことはあるが、子どもができるということは自分の子孫を残すということで、自分も今まで以上にしっかりしなければいけないという思いがある。そう考えた時に「自分はしっかりしていない=子どもを望んではいけない」と考えている。
女性	18～29歳	持病があるので子どもができたときに遺伝したらどうしようとても不安。今までマッチングアプリを使って男性と交流したことがあるが、ほとんどが身体目的だったので男性と交わるのが怖く感じる。好きだった人にひどい言葉をかけられたことがあり今でもふと思い出して辛くなる。
女性	18～29歳	現在は出産に関しては考えていないが、それは自身の抱える発達障害や精神病があり、故に生じる不調の中で二人の人間を育てるということに不安がある。私自身が発達障害を持って生まれ、精神病に悩みつつも、生まれてきたことを悔やんだりはしていない。それは、家族や周りの支援に恵まれてきたからだと思う。だから、この先、絶対に子供が欲しくないとかでは無く、子供を育てられる様々なサポートを受け安心出来るのなら、子供が欲しいと思うかもしれない。
男性	30～49歳	自分の病氣と付き合うだけで精一杯なので、異性と一緒に過ごすことが考えられない。しかし、将来的なことを考えた場合、親、兄弟、身内がいなく、財産や墓などいわゆる終活をどの時点で行うか等、不安材料が多くある。障がい者が住みよい世の中であってほしい。
男性	30～49歳	愛している女性がいて、もうかれこれ18年付き合っていて、いつの日か、二人きりの暮らしが、妹さんもいっしょに暮らしたいと、強く希望している。そのために国からの金銭面の支援をお願いしたい。
女性	30～49歳	結婚、出産、子育てすべて経験した。小さい子どもを育てる場合は、逆にグループホームを出た方が育てやすいと思う。(他の入居者さんに泣き声で迷惑をかけてしまうため)
女性	30～49歳	職員さんや家族(特に両親)に本人と向き合って本人の意思も尊重して話をし、本人の言うことに耳を傾けて欲しい。家族は特に「グループホームに入居しているから安心」と思って本人の言葉に耳を傾けない人も多い。「健常者」とか「障がい者」とか「壁」を作らないで欲しい。
男性	50～69歳	グループホームの中でも周りの理解があれば、結婚生活をおくることができると思う。その中で他者に自分の好きな人が傷つけられなかつという心配もあるが、それを事前に防ぐ話し合いを皆でもては乗り越えていけると思う。自分にとっては一人で暮らしていた時も本当の自立へ向けての支援が困難に思う場合もあったが、確かに感じとられた人間的成長も含め、受け取り方で良いも悪いも決まると思っている。
男性	50～69歳	結婚はできないと思っていたから誰にも相談していない。他の施設で利用者同士が結婚したのを聞いたことがある。羨ましく思ったことがある。今は結婚したいとは思わない。
女性	50～69歳	自分が子どもを育てられるかどうかすごく心配であった。もう少し若いときに自分のように障がいのある人に子どもを産んでも大丈夫と教えてほしかった。子どもについては障害のあるなしに関係なく大変な問題と思う。
女性	50～69歳	好きな人がいても、2人を引き裂こうとする人がいたり意地悪をしたりする人がいる。逆に自分が同じようにされたら、嫌な気持ちになるのに平気でする人がいる。結婚や、付き合う人がたくさん出来れば良いけれど、グループホームにいると色々難しく思う。
男性	70歳～	家族等の子供を見て欲しいと思ったことはある。
男性	70歳～	したかったけど相手が見つからなかった。
女性	70歳～	難しいと小さい時から思っていた。

## (1) 現在の入居者の障がい種別

### 問1 現在の入居者の障がい種別 (複数回答あり)

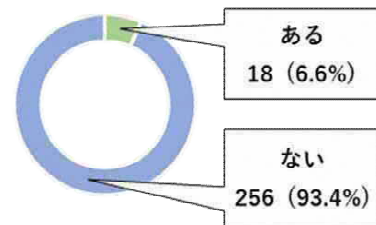
- 知的障がいちてきしょうがいが89%で最も多く、  
精神障がいせいしんしょうがいが71%、  
身体障がいしんたいしょうがいが36%  
となっています。



## (2) 夫婦又は交際中の二人の入居等の状況

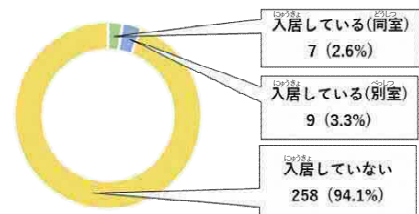
### 問2(1) 夫婦又は交際中の方が二人で入居することが可能な居室の有無

- 二人で入居することが可能な居室かのう きょしつがある事業所じぎょうしょは7%、  
二人で入居することが可能な居室かのう きょしつがない事業所じぎょうしょは93%  
となっています。



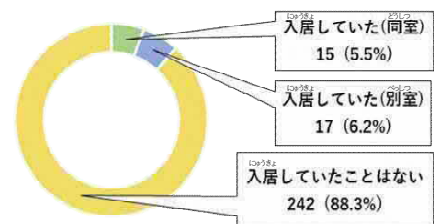
### 問2(2) 入居者同士で夫婦又は交際中の二人が同一の住居に入居している状況 (現在)

- 現在、夫婦又は交際中の二人が、  
同一の住居に入居している状況じょうきようがある事業所じぎょうしょは6%、  
うち同室どうしつで入居しているのが3%、  
うち別室べっしつで入室しているのが3%、  
同一の住居に入居している状況じょうきようがない事業所じぎょうしょは94%  
となっています。



### 問2(3) 入居者同士で夫婦又は交際中の二人が同一の住居に入居していた状況 (過去)

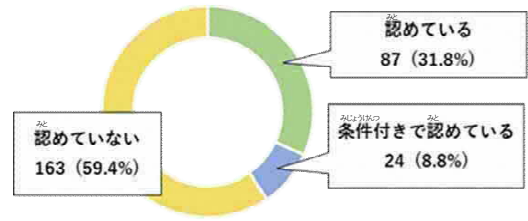
- 過去に、夫婦又は交際中の二人が、  
同一の住居に入居していた状況じょうきようがある事業所じぎょうしょは12%、  
うち同室どうしつで入居しているのが6%、  
うち別室べっしつで入室しているのが6%、  
同一の住居に入居している状況じょうきようがない事業所じぎょうしょは88%  
となっています。



## (3) 交際や結婚の希望への対応等

問3(1) 入居者同士が交際や結婚した場合に、同一の住居に住むことを認めているか

- 入居者同士が交際や結婚した場合に、同一の住居に住むことについて、  
認めている事業所が32%、  
条件付きで認めている事業所が9%、  
認めていない事業所が59%  
となっています。



問3(2)~(4) 条件付きで認めている場合の条件・理由・要望がある場合の対応 【自由記載】

- 同一の住居に住むことを、条件付きで認めているとした事業所（24事業所）について、その条件、条件を付す理由及び希望がある場合の対応は次のとおりです。

<p><b>条件 (主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦で住めるユニットに空きがあること。</li> <li>互いの部屋に泊まらないこと、他入居者の前で濃厚な接触等、悪影響を及ぼす行為をしないこと。</li> <li>就寝時間を守るなど日常生活上のルールを守ること、他入居者に迷惑となる行為をしないこと。</li> <li>子どもができないよう避妊すること。</li> </ul>
<p><b>理由 (主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦で住めるユニットがないなど設備が対応していないため。</li> <li>子どもができた場合に住居環境が対応していないため。</li> <li>グループホームの目的（生活全般の訓練）に照らし必要であるため。</li> <li>他利用者に影響があるため。</li> </ul>
<p><b>相談があったときの対応 (主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難しい旨伝える。グループホームのルールを守ることを条件に話し合う。</li> <li>当事者と他利用者の関係性を考慮して話し合う。</li> <li>関係機関との話し合いの場を設ける。</li> <li>当事者や家族と話し合いを行い、サポート体制が整うように対応する。</li> </ul>

問3(3)~(4) 認めていない場合の理由・要望がある場合の対応 【自由記載】

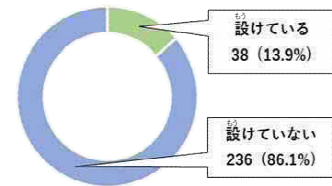
- 同一の住居に住むことを、認めていない事業所（163事業所）について、認めていないおよび希望がある場合の対応は次のとおりです。

<p><b>理由 (主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもができた際の対応が難しいため。</li> <li>一緒に住みたい等の希望はないため。</li> <li>周りの入居者への配慮のため。</li> <li>入居者同士の交際は、他入居者への精神的な影響が大きいため。</li> <li>男性棟と女性棟で分かれているため。</li> <li>女性専用共同生活住居（IDK）であり、同居用の部屋はないため。</li> <li>個室が狭くトイレ等も共用で、結婚生活を営むプライベート空間を確保できないため。</li> </ul>
<p><b>相談があったときの対応 (主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所等と連携し、別のグループホーム探しを手伝う。</li> <li>近くのアパート等で生活し、訪問等のサポート体制を考える。</li> <li>グループホームを出て自立することを手伝い、サテライト型グループホームを検討する。</li> <li>本人たちに最善の方法が何か優先し意思決定する。</li> <li>当事者・親族・職員で、将来についてしっかり話し合う。</li> </ul>

- ・相談支援事業所に担当者会議を招集してもらい個別支援計画を見直して希望の実現に向け調整する。
- ・男性棟と女性棟に分かれて入居してもらう。

問3(5) 夫婦又は交際中の二人が利用する場合、普段の生活におけるルールの有無

- 夫婦又は交際中の二人が利用する場合、普段の生活においてルールを設けている事業所が14%、ルールを設けていない事業所が86%となっています。



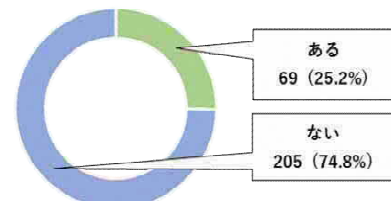
問3(6) 設けている場合の主なルール【自由記載】

- 設けていると回答があった事業所（38事業所）について、設けているルールは次のとおりです。

- ルール（主なもの）
- ・交流などは、テイルームまたは外出時にすること。
  - ・許可なく異性の居住スペースに立ち入らないこと。
  - ・夫婦や交際中でも利用者同士の交流は共有スペースで行うこと。
  - ・互いの部屋に泊まらないこと、時間を守ること。
  - ・他の入居者に迷惑となる行為をしないこと。
  - ・他の入居者に配慮し節度をもって生活すること。
  - ・日常生活（日課）が崩れないこと、仕事をしっかり行うこと。
  - ・G Hで生活する上での一般的なルールやマナーを守ること。

問3(7) 交際や結婚、出産や育児の希望などについて、相談や申出を受けたことの有無

- 入居者や入居予定者から、交際や結婚、出産や育児の希望などについて、相談や申出を受けたことがある事業所が25%、相談や申出を受けたことがない事業所が75%となっています。



問3(8)(9) 相談や申出の内容と、それに対する対応【自由記載】

- 相談や申出を受けたことがある事業所（69事業所）について、受けた相談や申出の内容と、それに対する対応は、次のとおりです。

① 交際について (主なもの)

- ・付き合いたいと相談を受け見守った。
- ・SNS上の悩み、金銭面、考え方の違い、相手の発言の意図についての悩みなどの相談を受け、一緒に考えてSNSの使用法の助言や金銭管理方法を支援。
- ・外部の異性と交際を認めて欲しいと申出を受け、依存症からの回復の妨げになるため回復が進んでからの方が好ましいと提案。
- ・交際を考えていると相談を受け、個別支援計画の再確認を行って優先順位を考えていただき、本人の生活が不安定になることやデメリットが多くなるのが予想される場合は理解できるよう説明。
- ・交際を申し込んだが断られたと相談を受け、両者から事情を聞き保護者を交えた面談など仲介。

② 結婚について (主なもの)

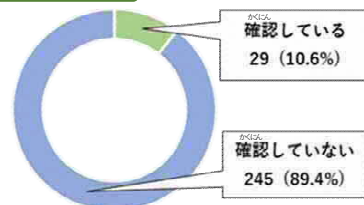
- ・結婚したいと相談を受け、必要なことを一緒に考え、経済の安定のため就労を頑張るよう提案。
- ・結婚したいと相談を受け、皿洗いや料理、掃除、洗濯等が上手にできるよう練習を提案。
- ・結婚のため退去し相手の居所に転居したいと相談を受け、予行練習として長期間の外泊を提案。
- ・結婚のため退去し自立生活を目指したいと相談を受け、サテライト型 G H ヘステップアップし、単身生活での金銭管理や免許取得など自立に向けて支援。
- ・通所事業所で知り合った女性と結婚したいと相談を受け、結婚後の家事や家計等の生活設計を当事者二人と相談しながら立て、公営住宅を借り結婚生活が営めるよう支援。

③ 出産・育児について (主なもの)

- ・子どもが欲しいと相談を受け、そこに至るプロセスを本人と話し今何をすべきか一緒に考えた。
- ・妊娠したので相手と同居したいと相談を受け、家族を交え本人の意思を確認し、産婦人科へ同行、体調管理の助言、住所変更など手続きへの付添いを行い、転居先の相談事業所を紹介し引き継いだ。
- ・妊娠したと相談を受け、安全な出産に向け本人や関係機関と相談して医療機関を選定し、出産後も育児の相談に乗り、本人が母として役割を担えるよう保育所の活用や養育里親の活用を取り入れた。
- ・子どもは産みたいが夫婦で育てることは難しいため手伝ってほしいと相談を受け、職員や関係機関と何度も検討を重ねて、子育てをサポートしていくこととした。
- ・交際相手が妊娠し結婚したいが子どもは欲しくないとの相談を受け、本人や家族に出産に関する意向確認を行い意向に沿って対応。
- ・知らない間に妊娠し突然出産したケースがあり、児童相談所が介入し保護となった。

問3(10) 入居者や入居予定者の交際や結婚、出産や育児について希望の確認の有無

- 入居者や入居予定者から、交際や結婚、出産や育児について、希望を確認している事業所が11%、希望を確認していない事業所が89%



問3(11) 希望を確認している場合の対応【自由記載】

○ 希望を確認している事業所（29事業所）について、確認した後に行った対応は、次のとおり

① 交際について（主なもの）

- ・個別支援計画や支援日誌に記録し職員で共有し交際状況を適時確認。
- ・定期的に将来の希望を確認。
- ・交際できるよう身だしなみを整えることや生活力を高めるよう助言。
- ・就労や生活に悪影響が出ないよう助言。
- ・加害者や被害者にならないよう、双方同性の職員が付き合い方を説明。

② 結婚について（主なもの）

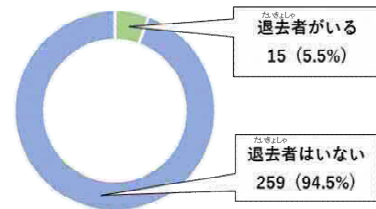
- ・結婚してホームを出て二人で暮らす目標に向け、就労や貯蓄、金銭の使い方など具体的な目標を立て、話し合っ計画を立案。
- ・必要なスキルが身につくよう苦手なことに取り組むことを勧める。
- ・結婚すればグループホームは利用できないことも説明。

③ 出産・育児について（主なもの）

- ・互いの家族、実施機関、相手の利用事業所、通所先の事業所と情報を共有し相談。

問3(12) 入居者同士の交際や結婚、出産や育児を理由とした退去の有無

○ 入居者同士の交際や結婚、出産や育児を理由とした退去について、  
退去者がいる事業所は5%、  
退去者がいない事業所が95%



問3(13) 退去者がいる場合、退去に当たって事業所として行った支援【自由記載】

○ 退去者がいる事業所（15事業所）について、退去に当たって行った支援は、次のとおりです。

退去に当たって事業所として行った支援（主なもの）

- ・本人の意向を踏まえ結婚に繋がるよう支援。
- ・事業所や相談支援事業所を交えて本人と打合せ。
- ・二人で暮らす住居の検討や、関係機関への情報共有。
- ・新居の確保や新生活の準備などに協力。
- ・本人から了解を得て親に連絡し意向を確認。
- ・両方の保護者と協力して結婚に繋がるよう背中を後押し。



# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

### 《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 《意思決定を構成する要素》

#### (1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

#### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

## 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

### 意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

### 意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

### 意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック